

「集団予防接種等によるB型肝炎感染拡大」の検証及び再発防止策検討の進め方等について

1. 検討会の設置の背景

「集団予防接種等によるB型肝炎感染拡大の検証および再発防止に関する検討会」は、平成23年6月28日の原告団・弁護団および厚生労働大臣との基本合意書に基づき、過去の集団予防接種等の際の注射器等の連続使用によるB型肝炎ウイルスの感染拡大について、その実態およびその経緯等の検証を多方面から行い、これらの検証結果や予防接種施策の現状等を踏まえて再発防止策の検討・提言を行うため、開催するものである。

いわば、「①集団予防接種等によるB型肝炎感染拡大の検証」と「②再発防止策検討」という二つの役割を担うものである。

【基本合意書 平成23年6月28日】（抜粋）

第5 恒久対策等

2 国（厚生労働省）は、集団予防接種等の際の注射器等の連続使用によるB型肝炎ウイルスへの感染被害の真相究明及び検証を第三者機関において行うとともに、再発防止策の実施に最善の努力を行うことを約する。

2. 進め方について

(1) 検証の体制について

本検討会の担う二つの役割のうち、「①集団予防接種等によるB型肝炎感染拡大の検証」については、本検討会の下に第三者機関たる研究班を組織し、厚生労働科学研究費補助金を交付し、必要な調査等の作業を行うこととする。研究班は、本検討会の構成員を研究代表者とし、その研究代表者が選任する者によって構成する。

(2) 本検討会と研究班における今後の進め方

○検証については、基本的に以下の手順で進めることとする。

- ①本検討会において、検証項目等を検討し、研究班に提示する。
- ②研究班は、提示された検証項目等について調査を実施し、適宜本検討会に報告する。
- ③本検討会は、研究班から報告された内容を踏まえ、さらに必要な調査の有無等を検討する。
- ④研究班は、行った調査結果に基づき研究班としての報告書を取りまとめる。

○再発防止策の検討については、研究班による報告に基づき実施することとするが、緊急に講ずべき対策については、夏の平成25年度概算要求に位置づけることを念頭に集中的に検討し、結論を得る。

○その間、研究班における作業を並行して進め、秋以降、検討会に順次報告する。研究班からの報告を踏まえ、本検討会としての検証を行い、緊急に講ずべき対策と併せて、十分な審議を行った上で、平成24年度末を目途に再発防止策についての提言を取りまとめることとする。

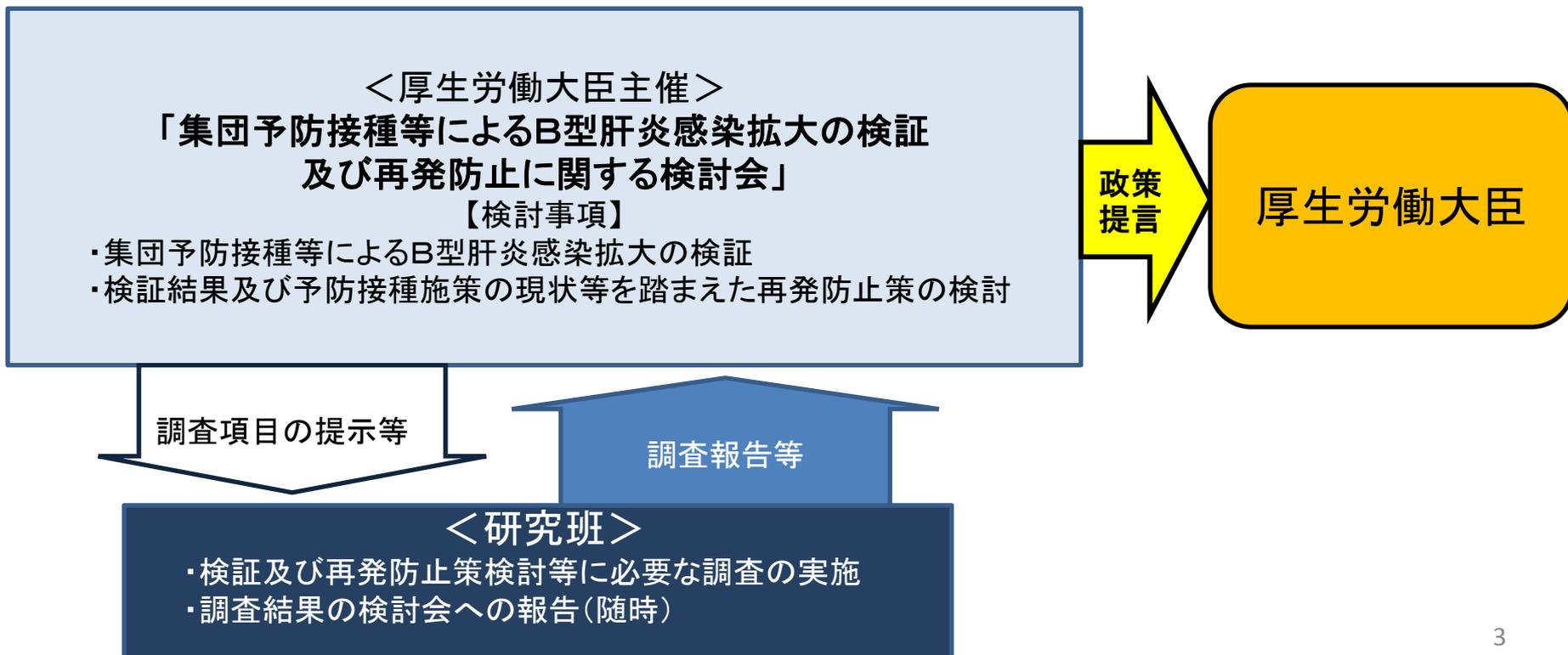
「集団予防接種等によるB型肝炎感染拡大の検証及び再発防止に関する検討会」の進め方について

○基本合意書(平成23年6月28日締結)に基づき、以下の事項を目的に開催する。

- ・集団予防接種等によるB型肝炎感染拡大の検証
- ・上記検証や予防接種施策の現状等を踏まえた再発防止策の検討

○概ね1ヶ月間に1回の頻度で開催

○平成24年度末を目途に、政策提言を取りまとめる(検討会での検討の進捗を踏まえ対応)。



検討会及び研究班のスケジュール(案)

